８ 盛 契 号 外
令和８年11月11日

見積参加希望者 各位
（盛岡市内に本社又は営業所を有する（資格者番号1000～2999に該当する）「賃貸借－事務機器・ＯＡ機器」の有資格者。）

盛岡市長　内　舘　　茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

１　随意契約見積対象事項
(1) 件　　名　　盛岡市契約検査課用パソコン端末賃貸借契約（長期継続契約）
(2) 品名・規格・数量等　別紙仕様書のとおり。
(3) 納入場所　　盛岡市財政部契約検査課
(4) 契約期間　　令和８年12月１日から令和13年12月31日まで
　　地方自治法第 234 条の３に基づく長期継続契約
　準備期間　　令和８年12月１日から令和８年12月31日まで
　賃貸借期間　　令和９年１月１日から令和13年12月31日まで

２　契約条項を示す場所
盛岡市財政部契約検査課

３　見積書提出の場所及び日時
(1) 令和８年11月20日（金）　９時00分から14時00分まで
(2) 盛岡市役所本庁舎本館８階　契約検査課
　執行即時開封

４　見積書の提出方法
見積書は、３(1)の日時に３(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

５　契約書作成の要否
要　賃貸借契約書による。
なお、本件は電子契約の対象である。

6　その他

(1) 見積回数

１回限りとする。

（但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）

(2) 見積書

見積書は心得第７第１項によるものとし **賃貸借期間に係る月額** で作成すること。決定も **賃貸借期間に係る月額** とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第９に該当する見積は無効とする。

(4) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和８年11月17日(火) 正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市財政部契約検査課あて提出すること。回答は、盛岡市ホームページ（ページID：1060667）で令和８年11月19日（木）までに公表する。

電子メールアドレス keiyaku@city.morioka.iwate.jp

盛岡市財政部契約検査課 Tel 019-626-7516、Fax 019-622-6211（代表）